

## 部落差別の解消の推進に関する法律（全文）

### （目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

### （相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

### （教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### （部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 「部落差別の解消の推進に関する法律」から学ぶ（教職員用）

「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」が平成28年(2016年)12月に公布、施行されました。全6条からなる法律で「部落差別」の名称を冠した初めての法律となります。

部落差別問題（同和問題）は、日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態におかれ、今なお日常生活の上で差別を受けている日本固有の重大な人権問題です。

部落差別の解消に向けて、私たち一人一人が部落差別問題に対する認識を深めるよう努力し、部落差別のない社会を実現することが求められています。



### <部落差別の解消の推進に関する法律>（※第一条、第五条のみ抜粋、全文はp.4に掲載）

### （目的）

第一条 この法律は、①現在もなお部落差別が存在するとともに、②情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する③日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって④部落差別のない社会を実現することを目的とする。

### （教育及び啓発）

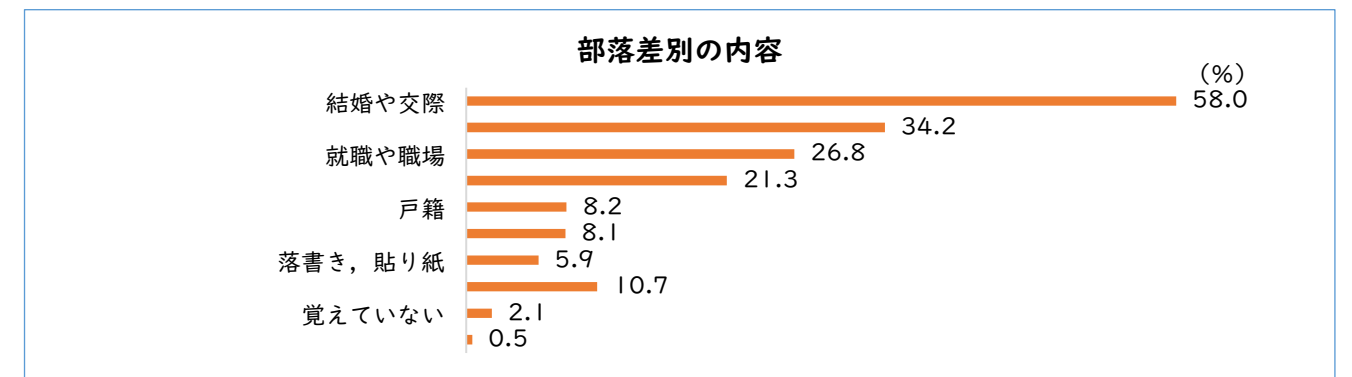
第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、⑤その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

### ①現在もなお部落差別が存在するとの認識が示されました。

残念ながら、今なお、差別発言、差別待遇等の問題のほか、差別的な内容の文書が送付されたり、インターネット上で差別を助長するような内容の書込み等の問題が発生しています。

【部落差別の内容】（部落差別の被害又は加害経験があると答えた者に、複数回答）



『法務省人権擁護局 2019年度人権に関する意識調査（令和元年8月）』より

【鳥取県内の状況】県内においても、地域や職場、学校、家庭内などでの差別的な言動、インターネット上での差別的表現等、建物などへの差別的な落書きや投書などが発生しています。

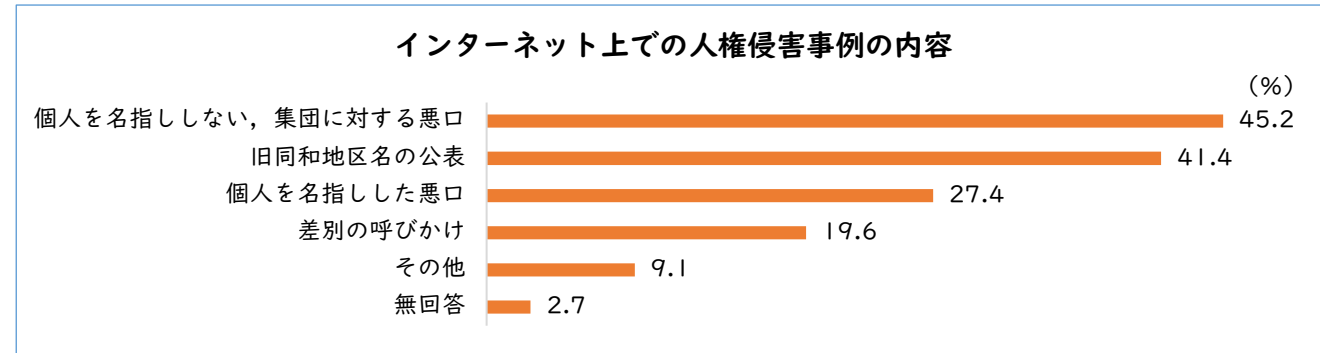
（参考）鳥取県人権意識調査（令和2年5月）



②インターネットの普及により情報が拡散し、差別がより深刻化しています。

【インターネット上での人権侵害事例の内容】

(部落差別の問題に関して、インターネット上で人権侵害事例を見たことがあると答えた者に、複数回答)



『法務省人権擁護局 2019年度人権に関する意識調査(令和元年8月)』より

インターネット上の掲示板等における差別を助長するような内容の書き込みや、特定地域の動画配信等(「匿名性」・「拡散性」の悪用)による人権侵害が行われています。

③部落差別は日本国憲法に照らして「許されないものである」「解消することが重要な課題である」と明記されました。

【日本国憲法】

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。  
第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

憲法では、「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利」であることを規定していますが、差別により全ての人に保障されているはずの人権が完全には保障されていない人たちがいます。

④私たち一人一人に部落差別のない社会を実現することが求められています。

生まれに基づく差別は様々な差別にもつながることから、児童生徒が部落差別の背景にある社会の仕組みや人々の意識などを考えることを通して、自分の日常生活や身の回りの状況を重ね合わせ、人権尊重の社会づくりの担い手としての社会的立場の自覚を深めることが必要です。

鳥取県教育委員会『指導参考資料(教職員用)「部落差別の解消をめざして」』より

私たち一人一人が、自分自身の問題、ひいては社会全体の問題として捉えることが大切です。

⑤部落差別を解消するための教育及び啓発の必要性が明記されました。

児童生徒や地域の実態を十分に把握し、人権教育で育てたい資質・能力をバランスよく育成しましょう。まずは、指導参考資料(教職員用)「部落差別の解消をめざして」を活用し、教職員が部落差別問題(同和問題)を正しく理解することから始めましょう。

※指導参考資料は人権教育課ホームページからダウンロードできます。

教職員研修(学年単位も可)をご希望の場合は、下記までお問い合わせください。

【人権教育課 学校教育担当】  
電話：0857-26-7535 メール：jinkenkyouiku@pref.tottori.lg.jp

指導参考資料はこちら↓



<部落差別を解消するための政策と経緯>

昭和40(1965) 「同和对策審議会答申」  
「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。したがって、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本的認識が示され、「法」を根拠とした同和地区の改善が本格的に展開されることとなった。また、文部省の同和教育に関する施策も一層進められることとなった。

【鳥取県】「同和奨学金制度」を創設

昭和44(1969) 「同和对策事業特別措置法(同対法)」  
同和問題の解決を図るため、国は地方公共団体と共に、昭和44年以来33年間、特別措置法に基づき、地域改善対策を行った。

「小中学校全学年に教科用図書を無償給付」

教科書等の無償化運動が全国で進められ、その中でも代表的な取組が高知県長浜地区で行われた。1963(昭和38)年には「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立し、1964年から1969年まで小学校低学年から順次、全国の小中学校の教科書が無償提供されることとなった。

昭和48(1973) 「全国統一応募用紙」制定  
生徒を就職差別から守る取組が学校現場を中心に進められた結果、同和地区の生徒たちだけでなく、すべての生徒の利益につながった。

【鳥取県】「鳥取県同和教育基本方針」策定

昭和50(1975) 「地域改善対策特別措置法(地対法)」  
昭和57(1982)

昭和62(1987) 「地域改善対策特定事業に係わる国の財政上の特別措置に対する法律(地対財特法)」

平成5(1993) 「同和地区実態把握等調査」(総務庁地域改善対策室)  
これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することを目的として、大規模な同和地区実態調査を実施した。

平成8(1996) 「地域改善対策協議会意見具申」  
同和問題は過去の課題ではなく、この問題の解決に向けた今後の取組みを人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりをもった現実の課題であるという認識を示した。

【鳥取県】「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」「同和問題等雇用連絡協議会」を設置

平成12(2000) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」  
人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定め、人権教育の推進を義務付けた法律である。

平成14(2002) 「特別措置法」が終了  
法律の延長や名前の変更を行いながら、33年間にわたる同和对策事業により、住環境面の改善は進んだが、差別意識や差別事件については、十分な成果が得られなかった。

「人権教育・啓発に関する基本計画」

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づき策定され、人権教育・啓発が総合的かつ計画的に推進されることとなった。

【鳥取県】鳥取育英奨学事業に「高等学校等奨学資金」を増設

【鳥取県】「鳥取県人権教育基本方針」策定

平成16(2004) 平成28(2016) 「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」  
部落差別は許されないものであるとの認識を示し、国・地方公共団体に相談体制の充実や教育・啓発の実施を求めている。部落差別の解消に向けては、教育・啓発が重要な役割を担っている。

33年間にわたり対策事業を実施